

私立大学退職金財団前史

私学の教育研究環境を充実させるために

戦後、私立学校の多くは戦災による壊滅的打撃とそれに続くインフレ、さらにはGHQによる新しい教育思想に対応する学制改革等々これらの整備に追われて、社会的、経済的に極めて逼迫した状態にありました。その後の社会の発展と民主化の進展に伴う大学進学者の激増は、必然的にその施設の整備拡充を必要とし、物価及び人件費の高騰という一連の動きのしよわせは学納金に重くのしかかる結果となりました。

このような私立学校の窮状に対し、私立学校教育の振興として、私立学校の自主性のもとに如何に経営基盤を安定させていくかが課題となりました。私学の自由・自治を守りながら公費助成を実現するため、1949（昭和24）年に「私立学校法」が制定され、これを中核として施設・設備を充実するために1952（昭和27）年の私立学校振興会法（後の日本私学振興財団法）や、1957（昭和32）年の私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律等が制定されました。また、国の補助金・融資を実現するとともに、教職員の待遇の適正を期する施策の一環として、教職員の福祉厚生事業をさらに充実強化するため、教育基本法第6条の趣旨に則って、1953（昭和28）年に私立学校教職員共済組合法が制定され、国公立教職員と均衡のとれた制度の創設を推進してきました。

私立学校教職員共済組合法により、私立学校教職

員の年金制度は、国公立学校教職員とほぼ均衡を得るものとなりましたが、退職手当制度については、同様の国家公務員等退職手当法に準ずる施策が講じられずにいました。私立大学教職員の退職手当制度については、国の援助はなく、しかも私立大学の財政基盤は、数法人を除き貧弱で、退職手当制度をもたない大学等もあり、国公立教職員に比べ低水準で不安定な状況にありました。また、退職金制度を制定している大学等においても、教職員の給与の上昇、在職期間の長期化により退職金額が増大し、その経営を脅かすものになっていました。

翻って高等学校以下の私立学校教職員については、1960（昭和35）年5月4日設立の社団法人石川県私学振興会をはじめ、退職資金支給を目的とする財団・社団が設置され、1968（昭和43）年度からは地方交付税による財政措置が始まりました。

一方、1964（昭和39）年に労働省より「労働者災害補償保険法（労災法）の一部改正」の法律案要綱が発表されました。この法律の重要な問題点は、労災法を全事業に対して一律に強制適用すべきとの見解が含まれていたことです。学校業務には災害が極めて少なかったため、当時大半の大学は、同法の適用を受けていませんでした。ただし、業務災害が発生した場合には労働基準法の適用により学校法人は補償の義務を課せられていました。この法律案に対し、私立大学関係団体は、教育事業には業務災害が極めて少なく、実益の無いものとして要望書を提出しました。

文部省と私立大学関係団体の法制化への努力

1967（昭和42）年には、私立大学関係団体合同で、私立大学等教職員退職手当制度を確立するための専門委員会である私立大学退職金制度研究委員会を設置し検討を始めました。全私学連合は、退職手当制度の法制化、運営団体（特殊法人）、財政方式等を検討し、1968（昭和43）年度の政府予算に「退職金国庫負担金」を加え、退職手当制度を創設することを要望し、その後の1968（昭和43）年には、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、日本私立短期大学協会が合同して私立大学等教職員退職金制度創設委員会を設け、私立大学等のあるべき具体的な退職金制度を検討しました。

人件費の膨張、教育研究環境の整備などの問題に対し、私立大学等に対しては経常費助成、臨時費助成などの必要があること、その中でも教職員の退職手当制度の確立についても必要性が叫ばれたのです。

日本国内の退職手当制度の現状、私立大学の退職金制度の現状などをふまえ、同年、私立大学関係団体は、文部省に「私立大学等教職員退職手当法（案）要綱」を提出し、失業保険の代替を含む私立大学等教職員退職手当制度の創設について国会、政府等に強く要望しました。これを受けて文部省は、1969（昭和44）年度には調査費を計上して私立大学等の退職手当制度について調査を実施し、制度創設の準備に入りました。

しかしながら、同時期に経常費に対する助成への要望が高まり、私立大学等経常費補助金が1970（昭和45）年度に実現するとともに、日本私学振興財団が発足したことから、この補助金の充実に力が注がれたため、文部省内での退職手当制度の創設の動きは先送りとなりました。

1974（昭和49）年には、私立学校振興方策懇談会が文部大臣に向けて私立学校の振興方策に関する調査報告書を提出しています。その中で、私立大学等の教職員の退職手当制度について、国公立大学等の教職員と比較して私立学校教職員の退職手当の水準が低いことが指摘されています。

雇用保険法適用問題への対応

しかし、1974（昭和49）年12月に雇用保険法が制定され教員を加入対象としたため、雇用保険法適用除外とするための失業給付を含めた退職手当制度（特別法）の確立が急務となりました。文部省でも、1975（昭和50）年2月21日に全私学連合と、雇用保険法適用除外要件を満たした退職手当制度の創設について協議に入り、1977（昭和52）年度実現を目標に、早急に草案を作成するため、文部省内に「私立大学等教職員退職手当制度専門委員会」を設置しました。

その後、1975（昭和50）年8月には、私立大学等教職員退職手当制度専門委員会としての結論を得て、直ちに国会提出の準備にかかり、次官会議に提出



左：私学会館1976（昭和51）年当時（私学研修福祉会二十年史より）



右：日本私学振興財団1975（昭和50）年当時（日本私学振興財団誌より）



1979（昭和54）年7月18日  
退職手当制度などを協議する第126回全私連代表者会議



# 第3章

## 私立大学退職金財団前史

したところ、私立大学教職員の退職手当制度の骨子に対し、「①新たに制定された雇用保険法との給付調整がなされていないこと、②高等学校以下の私立学校教職員が含まれていないこと、③高等学校以下の教職員について各都道府県単位で実施している既存の退職手当制度については被対象者のすべての教職員が加入していないと同時に補償内容が雇用保険法と均衡していないこと」等の理由で、雇用保険法の代替制度となる特別法としては認められないことが指摘されました。

そこで文部省は、この事態に対応するため、改めて私立学校教職員の退職手当制度の基本方針について私学側の意見を求めました。全私学連合の代表者会議において協議した結果、各団体から選出した委員で構成する「私学教職員退職手当制度及び職務上災害補償制度委員会」を設立する運びとなり、同年11月から、私学教職員の雇用保険を含む、退職手当制度及び職務上災害補償制度のあり方について基本的事項から検討を重ねました。

その結果、1976（昭和51）年3月5日に「私立学校教職員の退職手当制度及び職務上災害補償制度創設に関する意見」並びに「私立学校教職員退職手当法（案）要綱」として、大学から幼稚園までの全私立学校の教職員を対象とし、雇用保険法の補償内容をも充足し、国公立教職員の退職手当制度とも均衡のとれた制度を確立するとの委員会結論を提出しました。

これを受けて文部省では、私立学校教職員の離職状況を把握するため、同年8月から私学各団体選出の委員と、管理局福利課の担当者で構成する「私立学校教職員離職状況等分析研究会」を発足させました。同年11月から12月に私学各団体も協力して私立学校教職員の離職状況等に関する実態調査を実施し、具体的な分析作業を行ってきましたが、あまり進展が見られませんでした。

全私学連合は、このままでは当該問題は遅々として進展しないと判断し、全私学連合内に「私立学校教職員退職手当・災害補償制度実現期成委員会」（委員長 大木金次郎青山学院院長）を設置しました。協議・検討するとともに、制度の創設に向かって強力に推進する道すじをつけたのです。

1978（昭和53）年度になってからは、制度創設を推進する上での問題点について文部省事務当局と数回にわたり検討を重ねました。その中で私立学校側が要望する制度創設には多くの問題があり、法制化を実現することは困難であると文部省から指摘、見解があり、1979（昭和54）年6月4日開催の同委員会において、私立学校側の要望に対する文部省の検討結果と見解を正式に受けました。同委員会は、文部省側の指摘をそのまま容認するものではありませんが、問題が差し迫った状況にあり、緊急に対応策を講じる必要があることから、急遽同委員会内に小委員会を設置し、私学側の今後の対応策を検討しました。

その結果については「私学教職員退職手当制度・雇用保険法適用問題及び労働者災害補償保険法適用問題に対する当面の対策について」（図1）にまとめました。

### 退職金団体設立のきざし

前述の対策に基づき、私立大学側としては、1980（昭和55）年度政府予算に対する私立学校側要求事項の中で、私立大学等経常費補助金については、退職金支出を補助要求項目に加えるとともに、その実現についても文部省に強く要望しました。

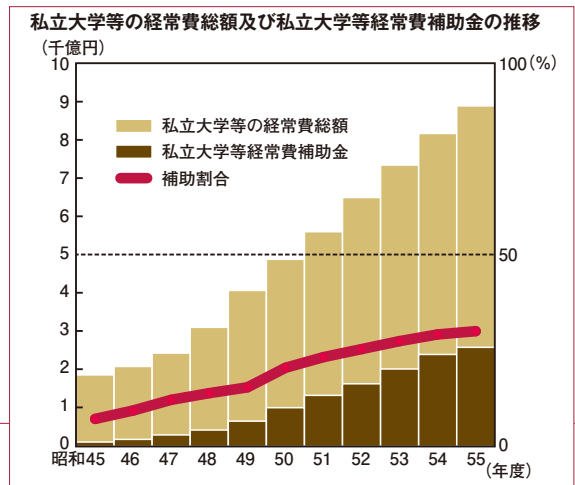
ところがこれに対して文部省は、「退職金支出」は臨時費であって経常費とは認め難いこと、「退職引当金」に対しても経常費補助金の対象とは認め難いこと、よって高等学校以下の学校の場合のように退職金財（社）団を作るべきとの意向を再度示しました。さらに1980（昭和55）年度概算要求に際しても、文部省は退職金支出については、補助要求項目に加えませんでした。

そこで私立大学側は、私立大学等関係5団体（日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、日本私立短期大学協会、私立高等専門学校協会）で協議した結果、退職手当に対する国庫補助を実現するためには退職金団体の設立が必要であるとの結論に達し、「私立大学等退職金団体設立準備委員会」（委員長 大木金次郎青山学院院長）を設置して具体

的に検討を進めることを決定しました。

その決定に基づき、1980（昭和55）年1月24日、これらの問題の前進を図るため全私学連合加盟団体の各代表と実現期成委員会の大木委員長は、当時の藤波孝生労働大臣及び担当審議官・課長等に対し、「私立学校教職員の雇用保険法及び労働者災害補償保険法適用問題等に関する要望」を提出し、「①雇用保険法適用除外については、私立学校教職員のうち、教育職員については、失業保険法から雇用保険法への改正に伴い、従前の適用除外制度から申請による適用除外の制度に改正せられたが、その間私学教職員の就職或いは失業の本質的性格或いは外部的条件も質的には失業保険法施行時と何等重要変化していないのであるから、私学教職員については、雇用保険法第6条・同法施行規則第4条の趣旨により適用除外となり得よう具体的措置を講ぜられたい。②労働者災害補償保険加入については、一、全私立学校は、1980（昭和55）年4月1日を目途に、労働者災害補償保険に加入することとするが、保険料率については、国・公立学校教職員と均衡を保つようその災害等の実績による国及び都道府県の負担金等を参考とし、1000分の2以下とされたい。二、1980（昭和55）年4月1日を目途として加入の場合、保険料を過去にさかのぼって徴収することのないよう措置されたい」という旨を要望しました。

これに対し、労働省から「①私学側の要望である



1980（昭和55）年1月23日  
私立大学等退職金団体設立準備委員会

- 【1】 私立学校教職員退職手当制度については、雇用保険法適用除外問題とは別個の問題として取り扱い、①私立大学等については個々の学校法人の退職金支出について国庫補助金の実現をはかり、②前項の方策が困難な場合は民法第34条の規定による退職金団体を創設するとともに団体に対する学校法人の掛金に対して私立大学等経常費補助金の実現をはかり、③高等学校以下については、退職金団体が既に全国都道府県に設置されて都道府県より補助金を受けつつあるので、その補助金の増額及び退職手当制度の充実については全国退職金団体連合会及び関係各私学団体の運動に任せる。
- 【2】 雇用保険法適用問題については、①事務職員の適用については現状のままとし、学校法人の負担する保険料に対し公費補助の実現をはかり、②教育職員については退職失業の実態からみて雇用保険法第6条・同法施行規則第4条の規定により適用除外・任意加入となり得るよう、今後更に関係方面と折衝のうえその実現をはかる。
- 【3】 労働者災害補償保険法適用問題については、全私立学校は、労働者災害補償保険法に加入することとし、その災害の実態に応じて保険料率の引き下げをはかるとともに、その保険料に対して私立大学等経常費補助金（1980（昭和55）年度私立大学等経常費補助金の福利厚生費中法人掛金に対する補助（3/10）を新規に要求）の実現を期することとなった。

図1 私学教職員退職手当制度・雇用保険法適用問題及び労働者災害補償保険法適用問題に対する当面の対策について

# 第3章

## 私立大学退職金財団前史

私学教職員に関する雇用保険法第6条・同法施行規則第4条の趣旨により、適用除外との要望については、私学側が適用除外となるべく雇用保険の失業給付を上回る公的な補償制度を創設する作業中であるから待つてほしいということなので、適用除外に関する事務処理を行っている」ということでした。これは、雇用保険法第6条・同法施行規則第4条の趣旨は「他の国及び都道府県の法令・条例・規則に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容・給付が失業給付の内容を超えると認められるものにおいては適用除外」とすることであって、「民法法人によるもの」或いは「学校法人の就業規則」はこれに含まれず、退職手当制度の法制化が必要ということなのです。

「②一、労働者災害補償保険法に加入して、雇用保険法に加入しないということは、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に反し保険料の一元徴収はできないこと、従って、一元的に適用できないこと。労働者災害補償保険法の保険料率の引き下げは困難であること。この問題については、1980（昭和55）年度私立大学等経常費補助金において、新規に保険料に対する補助（10分の3）2億9,100万円が計上されたのでそちらで考慮してもらいたいとのこと。二、1980（昭和55）年4月1日を目途としての加入の場合、保険料を過去にさかのぼって徴収しないという措置については、なるべく意向に沿うように検討したいとのこと。また、藤波孝生労働大臣も私大側

の趣旨を生かした最良の方法で、できればこの問題を解決していきたい」という見解がなされ、この方向で解決するために、文部省及び労働省担当者の間で事務的に詰めていくことになりました。

全私学連合は、私立学校側要望の線で解決することになったため、同年2月28日には労働省からの申し出もあり、図2のように意見をまとめ、雇用保険の加入に関しては、各大学の任意に委ね、雇用保険適用除外問題に関しては、全私学連合内に「雇用保険対策委員会」を設置し、検討を続けることとなりました。そして、早急に私立大学等退職手当制度を創設すべく、1980（昭和55）年4月より1年間、「団体設立準備室（詳しくは後述）」を設けて準備を進め、その創設・実現を期することとしました。基本構想は図3のように検討されました。

### 財団法人私立大学退職金財団の設立経過について

このように、全私学連合では、国公立学校教職員の場合と均衡を保つ私立学校教職員退職手当制度の確立を図り、国庫補助金を導入して雇用保険法の代替制度とするため、様々な検討を重ね、文部省を始めとする関係方面に要望するなどしてその実現対策を行ってきました。

しかし、前述の通り文部省との懇談において、かねて私立学校側が要望してきた「私立学校教職員退職

手当法」を制定することは極めて困難であることが指摘され、さらに、個々の学校法人の退職金支出は経常費補助金の補助対象とはなり難いこと、また、退職金団体への掛金であれば経常費補助金の補助対象とすることが可能であることが示唆されました。このため、雇用保険適用問題とは別個の問題として、関係5団体において民法第34条の規定による退職金団体を創設し、その団体への学校法人の掛金に対して、私立大学等経常費補助金の実現を図ることとなりました。そのため、1980（昭和55）年1月に「私立大学等退職金団体設立準備委員会」が設けられました。

設立準備委員会では、団体設立の具体的な原案を作成するため「作業部会」を設置すること、その事務を処理するため「団体設立準備室」を設けること、そのための経費は関係5団体が分担して拠出することなどを決定しました。その後、準備室を1980（昭和55）年4月1日、私学会館に向向者2名を含む、職員4名をもって開設しました。

作業部会では基本構想を検討し、私立大学等の実態調査を実施しました。その結果をもとに、文部省から吉田壽雄管理局長、瀧澤博三管理局審議官、荻原博達福利課長を招き、団体設立に向けた基本構想について協議しました。基本構想の原案をとりまとめるため、部会の下に「作業分科会」を設け、さらに名称や事業内容等について検討を行いました。これらの結果をふまえて、同年12月に「私立大学等退職金

財団」に関する設立趣意書案、寄附行為案及び業務方法書案を作成し、学校法人の理解を深め、意見を集めるための説明会を、東京、大阪で開催しました。

また、学校法人の掛金に対する経常費補助金を早期に実現するため、事業開始を1982（昭和57）年度政府予算要求に間に合わせる必要があり、各学校法人からの意見・要望等の検討を急ぎました。これをふまえて業務方法書案の一部修正、取扱等に関する補足説明資料の作成を行い、1981（昭和56）年4月17日の同委員会で最終案を決定し、同年4月27日付をもって維持会員募集に入りました。

1981（昭和56）年度に入って、同委員会は関係5団体から派遣された21名による設立発起人会を組織し、財団の設立手続きをとるため、これまで寄せられた加入金相当額の寄付金を、財団設立代表者宛に寄付することを決定しました。なお、文部省管理局福利課から、「私立大学等退職金財団」の名称について「等」を外した方がいいのではないかと助言があり、「私立大学退職金財団」を団体名とすることとしました。

設立発起人会では、財団設立申請に向けて、寄附行為、退職資金交付業務方法書、準備委員会からの寄付申込の取扱い、設立後3年間の事業計画及び収支予算、設立当初の役員、設立代表者の選任等について協議決定しました。

なお、設立代表者については、大木金次郎準備委員会委員長が選任され、設立手続きの円滑化のため、

- ① 労働者災害補償保険法への加入促進を図るに当り、私学団体としては各大学における雇用保険の適用問題については各大学の自主的判断に委ねて適用（加入）反対の意思表示をしない。
- ② 労働省は両保険の保険料については、当面、一元的な徴収をしない。
- ③ 労働省は雇用保険の適用に関して積極的な理解・啓蒙・加入勧奨活動を行って、その適用促進を図るけれども、当面、適用についての職権による法的強制措置は講じない。なお、労働者から被保険者資格の確認請求がなされた場合には所定の手続きをとることとなるのは当然である。

図2 全私学連合のまとめた意見（1980（昭和55）年）



1980（昭和55）年3月26日  
日本私立大学協会の雇用・労災保険問題等説明会

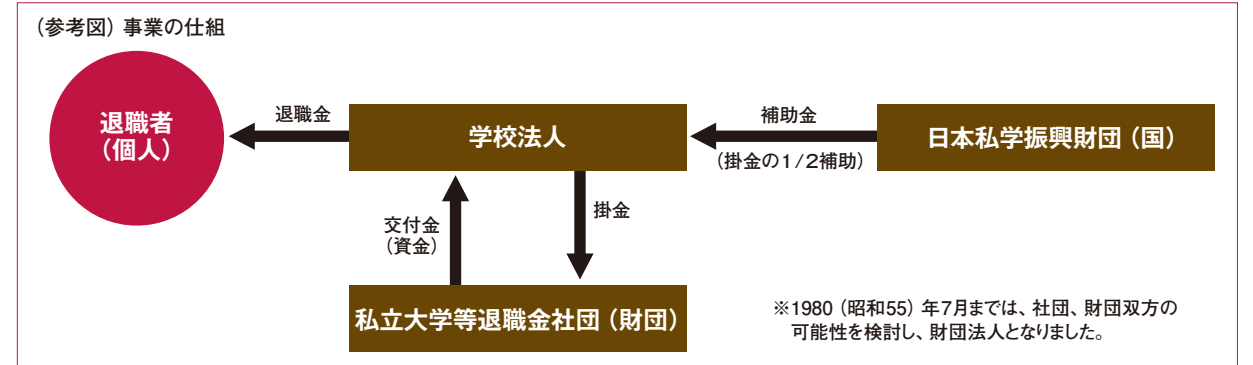


図3 私立大学等退職金団体の基本構想





※各委員会等の名簿は、当時の資料を使用し、掲載しています。

手続きの権限を一任しました。

また、役員について関係団体からの推薦者のほか、理事として野田茂設立準備委員会作業部会長（東海大学常務理事）及び池田節夫設立準備室長が選任されました。

その後、設立申請に向けた具体的作業に入り、1981（昭和56）年8月18日、正式に設立許可申請書を提出し、同年8月28日付けで文部大臣から「財団法人私立大学退職金財団」の設立が許可されました。

なお、設立に際して文部省柳川覚治管理局長名で通達「貴法人の運営について」が付され、「事業規模にかんがみ、監査に関する機能の充実をはかること」との特に留意すべき事項があり、1982（昭和57）年3月31日までにその具体的措置について報告するよう求められたことから、毎年度公認会計士の監査を受けることを報告しました。

そして、関係団体の多大な協力もあり、1982（昭和57）年4月1日より511会員（登録教職員数104,401人）で事業を開始したのです。



<私立大学等教職員退職金制度創設委員会委員>

● 日本私立大学連盟

永 沢 邦 男 （慶応義塾塾長）  
大 泉 孝 （上智大学学長）  
春日井 薫 （明治大学総長）  
上 野 直 蔵 （同志社大学教授）  
古 武 彌 正 （関西学院大学学長）  
河 西 太一郎 （立教大学常務理事）  
羽 磯 武 平 （慶応義塾大学人事部長）  
山 本 芳 夫 （日本私立大学連盟事務局長）  
（幹事） 石 田 昭 男

● 日本私立大学協会

稗 方 弘 毅 （和洋女子大学理事長・学長）  
中 原 実 （日本歯科大学理事長・学長）  
公 江 喜市郎（武庫川女子大学院長）  
石 川 正 臣 （日本医科大学理事長・学長）  
野 口 尚 一 （工学院大学理事長・学長）  
安 田 浩 洋 （東京電機大学理事・総務部長）  
矢 次 保 （日本私立大学協会専務理事・事務局長）  
（幹事） 加 藤 富次郎

● 私立大学懇話会

高 垣 寅次郎（成城大学学長）  
塚 原 周 吾 （東京農業大学理事・事務局長）  
古 賀 平 一 （私立大学懇話会事務局長）

● 日本私立短期大学協会

松 本 生 太 （京浜女子短期大学学長）  
佐 瀬 恒 （東洋大学短期大学学長）  
清 水 福 市 （大妻女子短期大学理事・教授）  
鈴 木 万 吏 （小田原女子短期大学常務理事）  
山 本 四 郎 （相模女子短期大学常務理事）  
中 原 稔 （日本私立短期大学協会理事・事務局長）  
（幹事） 深 瀬 巖

<私立大学等退職金団体設立準備委員会委員>

● 日本私立大学連盟

委員長 大 木 金次郎（青山学院院長）  
委員 崎 田 直 次（中央大学常任理事）  
〃 久 井 忠 雄（関西大学理事長）  
〃 小 林 武 治（国学院大学理事）  
〃 加 藤 五 六（明治大学理事）  
〃 尾 形 典 男（立教大学総長）  
〃 相 馬 勝 夫（専修大学総長）  
〃 浅 田 敏 雄（東邦大学学長）

● 日本私立大学協会

委員 時 任 正 夫（北星学園大学理事長）  
副委員長 佐 藤 直 助（三島学園女子大学理事長・学長）  
委員 蓮 見 孝 雄（東京電機大学理事長）  
〃 湯 本 芳 雄（東京薬科大学理事長）  
〃 松 尾 信 資（名城大学理事長）  
〃 白 数 美輝雄（大阪歯科大学理事長・学長）  
〃 井 尻 裕（岡山商科大学理事長・学長）  
〃 福 原 軍 造（九州共立大学理事長・学長）

● 私立大学懇話会

委員 野 田 茂（東海大学常務理事・事務局長）  
〃 鶴 田 靖（武蔵大学事務局長）

● 日本私立短期大学協会

委員 公 江 喜市郎（武庫川学院理事長）  
副委員長 越 原 公 明（名古屋女子大学理事長）  
委員 額 賀 修（茨城女子短期大学学長）  
〃 酒 向 誠（立教女学院短期大学学長）  
〃 松 本 尚（京浜女子短期大学部学長）  
〃 木 宮 乾 峰（常葉学園短期大学学長）  
〃 高 岡 研 一（大谷女子短期大学副学長）

● 日本私立高等専門学校協会

委員 平 山 吉 晴（育英工業高等専門学校事務長）

<設立発起人>

● 日本私立大学連盟

会長 大 木 金次郎（青山学院院長）  
常務理事 崎 田 直 次（中央大学常任理事）  
〃 久 井 忠 雄（関西大学理事長）  
〃 小 林 武 治（国学院大学理事長代行）  
〃 加 藤 五 六（明治大学理事）  
〃 尾 形 典 男（立教大学総長）  
〃 相 馬 勝 夫（専修大学総長）

● 日本私立大学協会

会長 高 橋 末 雄（日本医科大学理事長）  
副会長 佐 藤 貢（酪農学園大学理事長）  
〃 高 柳 義 一（東北薬科大学理事長・学長）  
〃 長 木 大 三（北里大学教授）  
〃 竹 田 鉄 仙（愛知学院大学学長）  
〃 鰐 淵 健 之（熊本商科大学理事長）  
常務理事 白 数 美輝雄（大阪歯科大学理事長・学長）

● 私立大学懇話会

会長 桜 井 和 市（学習院院長）  
副会長 岡 茂 男（武蔵大学学長）

● 日本私立短期大学協会

会長 公 江 喜市郎（武庫川学院理事長）  
副会長 酒 向 誠（立教女学院短期大学学長）  
〃 越 原 公 明（名古屋女子大学理事長）  
〃 田 淵 諦 純（大阪成蹊女子短期大学学長）

● 日本私立高等専門学校協会

平 山 吉 晴（育英工業高等専門学校副校長）

## 法人の目的と事業

### 設立趣意書

国は、私立学校の健全な発達を図ることを目的として、昭和24年私立学校法を制定し、爾来各種の振興策を講じてきた。

そのうち、教育基本法第6条第2項の趣旨に基づき、私立学校の教職員のために、国家公務員共済組合法に準ずる私立学校教職員共済組合法（昭和28年）が制定された。これによって、私立学校教職員の福利厚生制度の一環としての年金制度は、国公立学校教職員とほぼ均衡を得るものとなったが、いま一つの退職手当制度については、国家公務員退職手当法（昭和28年）に準ずる施策が講ぜられず、個々の私立学校に委ねられた。

そこで、私立の幼・小・中・高校等は、所轄庁たる各都道府県の理解と協力を得て、退職金財（社）団を設立し、地方交付税措置による国の助成を受け、退職手当金給付がほぼ公立学校教職員と均衡を得られるものとなった。

ところが、私立の大学、短期大学、高等専門学校については、臨時私立学校振興方策調査会答申（昭和42年）、私立大学等関係5団体の私立大学等教職員退職手当制度創設に関する要望（昭和43年）、私立学校振興方策懇談会報告（昭和49年）、全私学連合の私立学校教職員退職手当制度創設に関する要望（昭和51年）、ならびに文部省に設置された

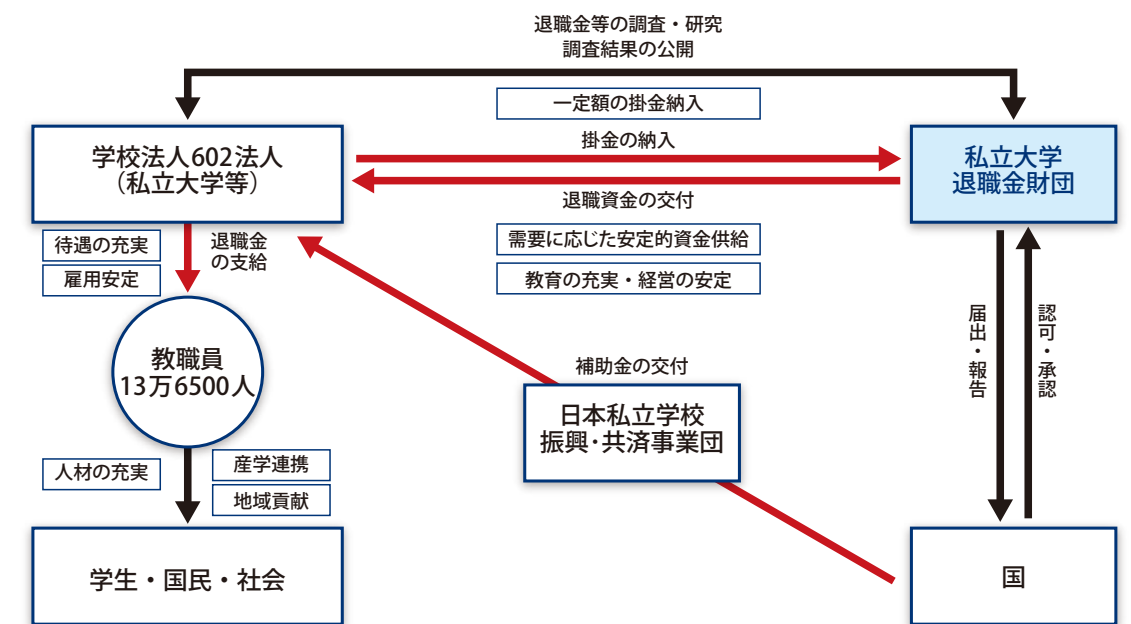
私立大学等教職員退職手当制度専門委員会（昭和50年）及び私立学校教職員離職状況等分析研究会（昭和51年）での調査、検討にもかかわらず、いまだに、その実現をみていない。

現在、私立大学等法人は、学校法人会計基準により、毎年の予算に退職金準備金を積立てている。しかし、全私立大学等法人は、個々の大学等法人の内部留保によらず、法律によって、失業給付制度をも含めた退職資金交付制度が早急に創設され、退職金給付の恒常化が図られることを強く望むものである。

今回、私立大学等関係5団体で協議の結果、とりあえず、各大学等法人からの拠出金により、私立大学等に常時勤務する教職員の退職金給付に必要な資金を学校法人に交付し、退職金の最低を保障する制度の確立を図り、教職員の待遇の安定と改善に資することを目的とする財団を設立することとした。

この財団は、相互扶助の精神に則り、私立大学等教職員が国公立大学等教職員と均衡のとれた退職金給付を得られるようにするとともに、教員については、国公立大学等教員と同等な失業時の退職金給付が受けられるようにし、あわせて、私立大学等の振興に必要な各種調査、研究・広報等の事業を行うものである。

私立大学退職金財団の事業概要図



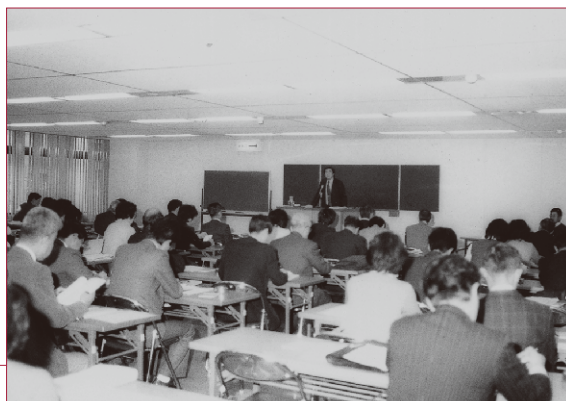
### 法人の目的と事業

当財団は、1981（昭和56）年に、私立大学等に勤務する教職員の待遇の安定と向上に資し、あわせて私立大学等を設置する学校法人の経営の安定に寄与するため、当該学校法人に対し、当該私立大学等に勤務する教職員の退職金給付に必要な資金の交付を行い、もって私立大学等の教育の充実及び振興を図ることを目的として設立を許可されました。

この目的を達成するために、加入する学校法人（維持会員）より毎月掛金を徴収し、維持会員が支給する退職金に必要な資金を交付する「退職資金交付事業」、学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立

するために必要な「調査及び研究事業」、この法人の目的を達成するために必要な調査研究及び広報等の事業を行う「広報事業」を行っています。私立大学等は、我が国の高等教育の約8割を担っています。このような私立大学等の重要な役割にかんがみ、教育基本法において、私立学校教育の振興に対する努力義務や教員の質の確保の観点から、教員に対する身分の尊重、待遇の適正等について定められています。

退職資金交付事業は、この教育基本法の趣旨に則り、公の性質を有する私立学校の教員と国公立学校の教員との待遇の均衡を図るとともに、教員が安心して教育研究活動に専念できる環境を確保することを目的とし、広く社会全体に貢献している事業です。



左：設立前の業務説明会の様子（野田常務理事[当時]による説明）



右：私学会館別館（私学研修福祉会三十年史より）



## 退職金制度と財政方式

当財団の設立に当たっては、財政の均衡を保つ方式として、1967（昭和42）年頃より私立大学等関係団体において財政方式、財源調達の方法が検討されてきました。当財団の財政方式（掛金と退職資金の考え方）としては「修正賦課方式」（保有資産として退職資金交付額の1年分を保有する賦課方式）を採用しています。

退職金制度の財政方式には大別して、積立方式と賦課方式があり、それぞれに特色があります。

積立方式は、将来受ける給付に必要な費用を予め積立てる方式です。私的年金で多く利用され、都道府県の退職金団体が採用しています。積立方式の場合、積立資金の運用収益が給付財源の重要部を占めており、その運用収益を見込んだ掛金を徴収するため、景気や金利の影響を受けやすい財政方式です。

賦課方式は、給付に要する費用を事前に積立せず、発生に応じて必要な資金を調達し支給する仕組みです。公的年金制度においては、現在の現役世代の納める保険料によって、現在の高齢者の年金給付を賄う「世代間扶養」が実現できるとされています。しかし、人口変動の影響を受けることが特徴であり、今日のように、人口が減少した場合や少子高齢化が進んだ場合に大きな影響を受けやすい財政方式です。

## 修正賦課方式を採用

積立方式は、賦課方式に比べ掛金が低くなり、積立金の限度で教職員の権利を保障することが出来るとされています。ただし、当財団のように発足時に過去勤務期間を認めた制度で積立方式を採用した場合、教職員の過去勤務期間に対する積立金がなく、その積立金の不足分を初期の掛金に上乗せしなければ

ならないので負担が重くなってしまいます。また、インフレに弱く、積立金は経済変動によってその価値が減少します。国等からの補助金等の変動も影響することを考慮すると、目標とした蓄積がなされず、さらにその目標額でも価値が下がっている可能性があるのです。その場合、退職金支給額を下げるか掛金を上げるかとなりますが、退職金支給額は、労働基準法で保護された権利ですから、そう簡単には変更はできません。

一方、賦課方式は、年度の交付額を推定して、その年度の掛金率を決定するだけで、積立方式のように複雑な計算を必要としません。積立金がないので、その管理運用の必要がなくインフレに強いのですが、一部の会員の掛金が中断するとただちに財政に影響します。また、各年度の交付額により掛金率が変動する一面があります。

当財団は、設立時の検討で、教職員の過去勤務期間を退職資金交付の対象期間に含めない場合は会員としてはメリットに乏しいので、過去勤務期間も保証するために適した修正賦課方式を採用することにしました。賦課率に安全率及び危険準備金積立率を加えて掛金率とすれば、前述の賦課方式の弱点を緩和することが出来ます。

この賦課方式に安全率及び危険準備金積立率（文部省（当時）の指導により、1年分の退職資金交付額に相当する掛金蓄積額を保有する）を加えた修正賦課方式の採用により、会員単位からみれば積立方式と同様に、その教職員の権利を確保することが十分可能となっています。

この方式に基づき、維持会員から掛金を徴収し、退職資金を交付してきましたが、2011（平成23）年度には、創設以来の利息等蓄積額を退職資金交付金に充当することとし、掛金率の中長期的安定に努めています。

## 当財団の役割

国は私立学校の健全な発達を図ることを目的とする私立学校法のもとに、私学助成を柱とする私学振興策とともに、教育基本法第6条第2項の趣旨<sup>（注）</sup>に基づき、私立大学等の教職員の待遇について国公立学校教職員と均衡を図るよう様々な措置を講じてきました。特に私立大学等の教職員の福利厚生については1953（昭和28）年に私立学校教職員共済組合法が制定され、国家公務員と同水準の年金・医療給付が保障されました。

当財団は、私立大学等の教職員の待遇について手当ての遅れていた退職金制度の確立を図ったものです。本来の要望であった特殊法人としての設立は適わなかったものの、高等学校以下の退職金団体と同様に、民法法人（財団法人）として設立許可を受けるとともに、維持会員からの当財団への掛金に対して経常費補助を受けられることとなり、私立大学等教職員の退職金について国公立大学教職員との均衡が図られることとなったのです。また、当財団の制度は、資金面の効率・計画性などの面を考慮すると私学の経営の健全性の向上に寄与するという私立学校振興助成法の趣旨にも沿うものです。

## 維持会員（学校法人の加入）

当財団の維持会員となることを希望する学校法人は、当財団の設立の趣旨に賛同し、加入の申込みを行い、当財団の承認を得て、「維持会員」となります。

設立直前の会員募集の際は、加入案内に設立構想（案）骨子を同封し、財団設立の意図とその制度への理解を求め、それに賛同した学校法人が当財団の維持会員となりました。

財団設立の翌年の1982（昭和57）年4月から511

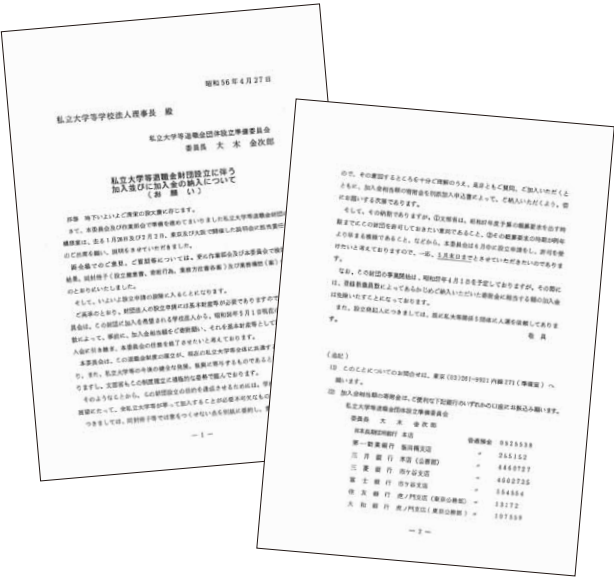
会員を対象に掛金の請求を、1983（昭和58）年3月の退職者から退職資金の交付を開始しました。2012（平成24）年度現在602会員となり、加入率は約91％に達しています。

維持会員は、加入時に加入金を納入し、退職教職員に退職金を支給する都度、退職資金の交付を受け、また、その退職資金の財源を賄うための掛金を当財団に納入します。

加入金は、1法人5万円に加入時教職員1人につき2,000円を加算した額となっています。掛金は、法人ごとの登録教職員の標準俸給月額<sup>（注）</sup>の総額に補正掛金率を乗じて算出します。

退職資金交付額は、退職教職員の退職時標準俸給月額に在職期間に対応した交付率を乗じた額と、実際に維持会員が支給した退職金額を比較し、いずれか低い方としています。

（注） 教育基本法（旧）第6条第2項「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」



# 第3章

## 年表



### 前史

| 文部科学省、私学団体等の当財団の設立に関連する事項 |                                                                                                                                                                            | 出来事                                      |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1949 昭和24年                | ・私立学校法公布                                                                                                                                                                   | ・新制国立大学の設置                               |
| 1953 昭和28年                | ・私立学校教職員共済組合法制定、私学教職員に対する共済と福祉厚生を制度上確立                                                                                                                                     | ・国家公務員等退職手当暫定措置法公布                       |
| 1965 昭和40年                | ・国公立大学と比較し、私立学校の退職金制度等が、著しく不均衡な現状が指摘される。私立大学等教職員退職手当制度の整備確立について私立大学関係団体においてそれぞれ3年間に亘り調査・研究が重ねられる。<br>・文部省は、臨時私立学校振興方策調査会を設置                                                |                                          |
| 1967 昭和42年                | ・文部省臨時私立学校振興方策調査会が、「私立大学の教職員の身分保障を強化するとともに、私立大学に優秀な教職員を確保することに資するため、退職手当制度を確立するなどの必要がある」旨の答申<br>・私立大学関係団体が私立大学退職金制度研究委員会を設置                                                | ・地方公務員災害補償法公布<br>・全国私学退職金団体連合会の設立        |
| 1968 昭和43年                | ・私大4団体は、「私立大学等教職員退職金制度創設委員会」を設置<br>・私大5団体は、文部大臣にあて、①私立大学等教職員退職手当法（案）要綱、②私立大学等教職員手当制度の創設並びに一部国庫負担に関する理由を添えて、私立大学等教職員退職手当制度の創設を要望                                            | ・大蔵省会計審議会報告書「退職給与引当金の設定」                 |
| 1969 昭和44年                | ・文部省は、私立大学等退職手当制度に関する調査費を予算計上<br>・文部省管理局振興課は、退職手当制度に関する調査を実施                                                                                                               | ・大学の運営に関する臨時措置法公布                        |
| 1970 昭和45年                | ・日本私学振興財団法制定、日本私学振興財団設立<br>・国庫予算に私立大学等経常費補助金が計上される。                                                                                                                        | ・中央教育審議会が「高等教育の改革に関する基本構想」を中間報告          |
| 1974 昭和49年                | ・文部省私立学校振興方策懇談会は「私立学校の振興方策について」で私立大学等の優秀な人材を確保し、私立学校教育の一層の振興を図るため、私立大学等の教職員について、国公立学校の教職員と均衡のとれた退職手当が支給されるよう所要の措置を講ずることが必要である旨答申                                           | ・労働省が失業保険法に替えて雇用保険法を制定、また、労働者災害補償保険法を改定  |
| 1975 昭和50年                | ・文部省は管理局福利課内に「私立大学等教職員退職手当制度専門委員会」を設置<br>・全私学連合は、私学教職員に対する労災保険法及び雇用保険法の適用問題、並びに私立学校教職員退職金について検討するための「私学教職員退職手当制度及び職務上災害補償制度委員会」を設置                                         | ・雇用保険法が施行                                |
| 1976 昭和51年                | ・全私学連合が特別委員会検討結果「私立学校教職員の退職手当制度及び職務上災害補償制度創設に関する意見」「私立学校教職員退職手当法（案）要綱」をとりまとめる。<br>・文部省 私立学校教職員離職状況等調査研究費予算計上（約200万円）<br>・文部省管理局福利課内に「私立学校教職員離職状況等分析研究会」を設置<br>・私立学校振興助成法施行 | ・高等教育懇談会「高等教育の計画的整備について」報告               |
| 1977 昭和52年                | ・衆参両議院文教委員会で私学教職員の退職金制度のあり方について検討するよう附帯決議<br>・全私学連合が「私立学校教職員退職手当・災害補償制度実現期成委員会」を設置                                                                                         | ・大学入試センター設置<br>・文部大臣が指定校制廃止について経済団体に協力要請 |
| 1979 昭和54年                | ・期成委員会より最終報告「私立学校教職員退職手当制度について、個々の学校法人の退職金支出について国庫補助の実現を図る。それが困難ならば、民法第34条の規定による退職金団体を創設するとともに、団体に対する学校法人の掛金に対し、私立大学等経常費補助金の実現を図る」                                         | ・国公立大学共通一次学力試験実施                         |

| 文部科学省、私学団体等の当財団の設立に関連する事項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 出来事                                                                                                         |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1980 昭和55年                | ・全私学連合が退職手当に対する国庫補助を実現するために「私立大学等退職金団体設立準備委員会」を発足<br>・第一回私立大学等退職金団体設立準備委員会開催。委員長には大木金次郎氏（青山学院院長）が就任。今後の基本方針、退職引当金等を検討<br>・私立大学等退職金団体設立準備室を私学会館本館に開設<br>・設立準備委員会のもとに、作業部会を置き8回開催。私大5団体より、私立大学等教員の雇用保険法の適用除外を望む声が大きく、私立大学等退職金財団で国家公務員等退職手当法に準ずる失業給付を図るべきであるとの意見より、業務方法書（案）に失業者の退職資金の条文を追加<br>・作業部会のもとに専門分科会を設け5回開催<br>・私立大学等退職金団体設立準備委員会が大学、短期大学、高等専門学校の退職金等に関する調査を実施                   | ・私学教職員退職手当・災害補償制度実現期成委員会委員長は、労働省に藤波労働大臣を訪問して、雇用保険適用除外等の要望書を提出<br>・全私学連合が私立学校教職員職手当・災害補償制度実現期成委員会に労働省課長試案を提示 |
| 1981 昭和56年                | ・財団発足に向け、東京の私学会館、大阪の日本生命中之島研修所の2箇所で、5団体協力のもと、説明会を開催<br>・第4回設立準備委員会は、財団法人私立大学退職金財団設立構想最終案をとりまとめる。第5回設立準備委員会では、寄付申込みについて諮り、満場一致で準備委員会に寄付された加入金相当額を私立大学退職金財団設立代表者宛に寄付することに決定<br>・維持会員募集のために「私立大学等退職金財団について」を私立大学等学校法人理事長宛発送。427法人、教職員76,862人の加入申込を受ける<br>・設立発起人に21名が選出。設立発起人会が開催され、私立大学等退職金財団設立許可申請について協議。寄付申込、設立後3年間の事業計画及び収支予算、設立当初役員について決議<br>・8月18日、財団法人私立大学退職金財団設立許可申請書を田中龍夫文部大臣に提出 | ・雇用保険対策については、文部省が責任をもって労働省に当たる態度を固め折衝に入る。<br>・中央教育審議会が「生涯教育について」答申                                          |

### 本史

| 私立大学退職金財団の動き |                                                                                                                                                                                                                                                                               | 出来事                                                             |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1981 昭和56年   | ・8月28日、設立許可を受け『財団法人私立大学退職金財団』が誕生<br>・9月10日第1回理事会で大木金次郎氏の理事長就任を決定<br>・大木理事長より、準備室で準備作業にご協力を願った松本銀之助氏（慶應義塾、中江司郎氏（早稲田大学）、並びに慶應義塾、早稲田大学に対して謝意を表明<br>・10月1日、日本私学振興財団庁舎内に移転。業務開始<br>・10月22日、第2回理事会、第1回評議員会、設立披露パーティを開催<br>・11月1日在職者数、退職者数の実態に関する調査の実施<br>・アジア・ビジネス・コンサルタントに電算処理等を委託 | ・会員から財団に納入された掛金に対する国庫補助が昭和57年度の私大経常費補助のなかに認められ、15億2100万円が計上される。 |
| 1982 昭和57年   | ・事務の手引作成、業務説明会を東京、大阪、名古屋、福岡で開催<br>・2月28日、加入承認書を送付<br>・昭和57年度4月分より掛金徴収業務を開始。511会員（加入率89.7%）、掛金率 1000分の60<br>・11月1日、私大退職金財団報創刊、第1号発刊<br>・12月10日、私学会館新館に移転                                                                                                                       | ・国公立大学における外国人数員の任用に関する特別措置法公布                                   |
| 1983 昭和58年   | ・退職資金交付開始                                                                                                                                                                                                                                                                     | ・学校法人委員会報告第29号「私立大学退職金財団に関する負担金等に関する会計処理及び監査上の取扱について」を公表        |
| 1984 昭和59年   | ・退職金等に関する実態調査を実施、規程の有無、定年年齢等を調査                                                                                                                                                                                                                                               | ・日本私立大学団体連合会発足                                                  |
| 1985 昭和60年   | ・財団事務所拡張（研修福祉会図書室部分を改装）                                                                                                                                                                                                                                                       | ・臨時教育審議会が「教育改革に関する第一次答申」<br>・国立大学協会が受験機会複数化決定                   |



本 史

| 私立大学退職金財団の動き | 出来事                                                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1986 昭和61年   | ・維持会員の定年年齢調査を実施<br>・10月に創立5周年記念祝賀会を開催<br>・業務説明会開催（講演会：「低金利下の資産運用」野村證券）                                    |
| 1987 昭和62年   | ・公益法人会計基準の改正に伴い、経理規程を一部改正<br>・10月に事務の手引を全面改訂                                                              |
| 1989 平成元年    | ・10月13日に文部大臣から財団交付金の使途に関する証明書が交付され、学校法人において消費税納付額の対象外とされることが確定（掛金は非課税）<br>・10月18日、第2代理事長に高梨公之氏（日本大学総長）就任  |
| 1990 平成2年    | ・掛金率改正の検討開始                                                                                               |
| 1991 平成3年    | ・創立10周年記念懇親会を開催<br>・退職金制度に関する調査を実施                                                                        |
| 1992 平成4年    | ・掛金率改正 1000分の74（第2次掛金率）                                                                                   |
| 1993 平成5年    | ・4月2日、第3代理事長に小原哲郎氏（玉川学園理事長・学長）が就任<br>・業務説明会を開催（講演会：「サラリーマンの余暇行動と余暇感」ライフデザイン研究所）                           |
| 1995 平成7年    | ・掛金率改正 1000分の85（第3次掛金率）<br>・電算センターを第一生命情報サービス（現：第一生命情報システム）に変更<br>・掛金の口座振替を開始<br>・学校法人のコンピュータの使用状況等の調査を実施 |
| 1996 平成8年    | ・退職金等に関する実態調査を実施、将来推計や事務処理の改善等の参考のために定年のほか休職、雇用保険、規定改正について調査<br>・ホームページを公開                                |
| 1997 平成9年    | ・4月4日、第4代理事長に大西昭男氏（関西大学理事長）が就任<br>・維持会員数が600会員を超える<br>・雇用保険適用状況に関する調査を実施                                  |
| 1998 平成10年   | ・掛金率改正 1000分の88（第4次掛金率）<br>・退職金制度に関する意識調査を実施<br>・資格喪失会員に関する規定整備「特別掛金」の施行                                  |
| 1999 平成11年   | ・システム2000年問題対応                                                                                            |
| 2001 平成13年   | ・4月4日、第5代理事長に原田嘉中氏（千葉学園理事長・学園長）が就任<br>・掛金率改正 1000分の101（第5次掛金率）<br>・ホームページに、寄附行為、財務諸表等の項目を公開               |

| 私立大学退職金財団の動き | 出来事                                                                                                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2002 平成14年   | ・退職資金の実績値が、推計値を大幅に上回る。第6次掛金率の検討開始<br><br>・公益法人制度の抜本的改革に向けた取り組みについて（閣議決定）                                                                                       |
| 2004 平成16年   | ・掛金率改正 1000分の136（第6次掛金率）<br>・特別掛金の免除等維持会員の資格喪失関連の規定が施行<br>・退職金等に関する実態調査を実施、登録状況のほか引当金、定年、支給制度等について調査（以後毎年）<br>・資産運用の方針変更                                       |
| 2005 平成17年   | ・4月1日、第6代理事長に瀬在幸安氏（日本大学総長）が就任<br>・株式を売却する方針を決定し、国債等に切替を実施<br>・資産運用方針に基づき資産の評価替を実施                                                                              |
| 2006 平成18年   | ・資産運用方針に基づき保有株式等を売却し、国債等に入替<br><br>・教育再生会議を設置<br>・公益法人制度改革関連法成立                                                                                                |
| 2007 平成19年   | ・掛金率改正 1000分の131（第7次掛金率）<br><br>・米国サブプライム・ローン問題の深刻化で世界同時株安に<br>・団塊の世代のピークが60歳到達                                                                                |
| 2008 平成20年   | ・退職資金交付限度額の規定の施行<br><br>・教育振興基本計画の策定（閣議決定）<br>・リーマン・ブラザーズが破綻<br>・公益法人制度改革関連法の施行                                                                                |
| 2009 平成21年   | ・4月2日、第7代理事長に福井直敬氏（武蔵野音楽学園理事長）が就任<br>・退職金等に関する実態調査を実施、例年のものに加え、維持会員の退職金規程について調査                                                                                |
| 2010 平成22年   | ・掛金率改正 1000分の131（第8次掛金率）<br>・業務説明会において研修講演会（「退職金の歴史と現状」労務行政研究所）を開催                                                                                             |
| 2011 平成23年   | ・掛金等によらない退職資金の交付（退職資金支払準備特定資産（利息等蓄積額）の退職資金交付金への充当による平成25年度以降の掛金率の軽減）を実施<br>・業務説明会において研修講演会（「決算における退職給与引当金の位置づけ」公認会計士）を開催<br>・退職資金交付業務管理システムの運用委託先をさくら情報システムに変更 |
| 2012 平成24年   | ・6月の第96回理事会、第83回評議員会において、公益財団法人への移行認定申請を行うことを承認<br>・7月に公益財団法人移行認定申請                                                                                            |